

いしかわ外国人材活用ワンストップセンター連携事業者登録要項

第1 目的

(1) いしかわ外国人材活用ワンストップセンター

人口減少や少子高齢化に伴い、石川県内（以下「県内」という。）企業の人手不足が深刻化する中、県内の外国人労働者数および外国人雇用事業所は年々増加しているが、外国人労働者を雇用している県内企業の中には、雇用・定着に課題を抱える企業も多い。

このような企業からの相談に対応するため、石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）が設置しているいしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）内に、「外国人材活用ワンストップセンター（以下「センター」という。）」を開設し、関係機関と連携して相談対応に当たることとしている。

(2) いしかわ外国人材活用ワンストップセンター連携事業者

新たに外国人材の雇用を希望する企業の中には、採用方法や採用ルートに関する知見がない企業も存在するが、センター単独ではそのような課題に対応することは困難であるため、外国人労働者の紹介事業を行う者との連携が不可欠となる。

そのため、一定の要件を満たした外国人労働者の紹介事業を行う者を「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター連携事業者」（以下「連携事業者」という。）として事前に登録することで、企業に対して多様な外国人材を紹介することが可能となる。

本要項では、連携事業者の登録にかかる事項を定めるものである。

第2 連携事業者の役割

(1) センターから紹介があった外国人材の雇用を希望する県内企業に対して、当該企業の求人内容や業務の状況等を踏まえ、自社のサービスの範囲内で外国人材を紹介すること。なお、紹介については、連携事業者と企業とで直接やり取りを行うこととするが、進捗については定期的にセンターに報告を行うこと。

(2) 紹介できる人材がない場合は、その旨センターに連絡すること。

第3 登録申込

連携事業者の登録を希望する者は、「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター連携事業者登録申込書」（様式1）（以下「登録申込書」という。）を、必要な疎明資料を添付した上で、機構に提出するものとする。

第4 登録要件

機構は、以下に記載の全ての要件を満たす場合、連携事業者として登録を行うことができるものとする。なお、登録要件の確認については、「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター連携事業者登録要件確認書」（様式2）等により確認することとする。

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可（原則、国外にわたる職業紹介が実施できる者に限る。）もしくは同法第33条第1項に規定する無料職業紹介事業の許可（原則、国外の外国人材を受入れ、県内企業に特定技能外国人材として紹介ができる者に限る。）を受けていること。

(2) 高度外国人材等の取扱いが可能であること。なお、高度外国人材等とは、在留資格のうち、技術・人文知識・国際業務、特定技能1号及び2号、その他大学

- 卒業以上の学歴や一定水準以上の専門的知識・能力を有する外国人材をいう。
- (3) 日本国内の企業に対する外国人労働者の紹介・派遣事業の経験が3年以上かつ外国人労働者の企業への紹介・派遣人数の実績が300名以上であること。
 - (4) 日本国内に活動拠点があり、担当者が常駐しており、県内企業へ外国人労働者の紹介・派遣を行った後も、当該労働者の定着状況についてフォローアップを行う体制をとっていること。
 - (5) 人材紹介、派遣に関して料金の目安を示していること。
 - (6) 登録申込を行う日の前日から3年間、労働関係法令及び出入国管理関係法令の重大な違反を行っていない事業者であること。
 - (7) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的とした団体ではないこと。
 - (8) 石川県の指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
 - (9) 地方自治法（昭和22年政令第16号）施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (10) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (12) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
 - (13) 機構又は県が行う外国人材活用に係る施策に協力する事業者であること。

第5 登録通知

- (1) 機構は、第3に基づき登録申込書の提出があった場合は、その内容の審査を行うものとする。
- (2) 上記審査の結果、連携事業者として登録する場合は、申込者に対し「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター連携事業者登録通知書」（様式3）を交付するものとする。

第6 変更の届出

- 第5（2）の登録通知を受けた連携事業者は、登録申込書に記載した事項に変更

(人事異動等による担当者の連絡先変更を含む。)があった場合は、速やかに「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター連携事業者登録変更届」(様式4)を提出するものとする。

第7 登録停止・取消

機構は、連携事業者が次の事項のいずれかに該当すると認められた場合、連携事業者としての登録を停止、または登録の取消を行うことができる。

- (1) 登録申込書に虚偽の事項を記載したと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第4の登録要件を満たしたと認められるとき。
- (3) 第4の登録要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (4) 第6に規定する変更の届出を怠ったとき。
- (5) 連携事業者としての登録辞退の意向を、書面により機構に提出したとき。
- (6) 機構が、連携事業者としての適格性を欠くと判断する事案や事実の発生を認知したとき。

第8 その他留意事項

- (1) 機構は、連携事業者に対し、連携事業者としての登録要件を満たしているか、定期的に確認することとする。この場合、連携事業者は別途定める期限までに、機構に対し、必要書類の提出を行うこと。
- (2) 機構は、必要に応じ、連携事業者に対し、紹介案件の進捗状況やマッチング実績等にかかる照会を行うこととする。この場合、連携事業者は別途定める期限までに、機構に対し、回答を行うこと。
- (3) 連携事業者が、センター紹介案件により収集・取得した個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項による。以下「個人情報」という。)については、個人情報保護法のほか、連携事業者自身が個人情報保護に関する規則等を定め、適切に取り扱うこと。
- (4) 連携事業者は、センター紹介案件に伴う業務に関し、機構に対して一切の費用・対価などを請求してはならない。
- (5) センター紹介案件について、外国人材の紹介もしくは派遣にかかる契約を締結する場合は、県内企業と連携事業者で直接締結すること。また、紹介もしくは派遣にかかる費用についても、連携事業者が県内企業に直接請求すること。
- (6) 連携事業者は、センター紹介案件に関し、サービス利用企業や第三者との間で紛争や損害賠償等の法的責任が生じた場合は、自らの責任においてこれを処理すること。また、連携事業者が、センター紹介案件にかかる業務等の実施に伴い、何らかの損害を被った場合についても、機構は一切の責任を負わないものとする。